

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日がとる。)

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石破二朗

| 指定年月日       | 名 称 | 所 在 地       | 診 療 科 名     | 開設者名 |
|-------------|-----|-------------|-------------|------|
| 昭和四十三年八月十六日 | 科医院 | 倉吉市塙町二丁目三三九 | 産科 小兒科 放射線科 | 篠津哲夫 |

## 鳥取県告示第六百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石破二朗

## 告 示

- ◆告示
- ◆教委告示
- ◆公安告示
- ◆公 告
- 昭和四十三年度鳥取県職員採用中級試験の実施
- 二級建築士試験の合格者
- 土地配分計画の作成
- 土地の用途廃止
- 定例教育委員会の会議の招集
- 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- 解除予定の保安林
- 保安林の指定の解除
- 健康保険法による医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

| 川本内科    | 西田内科     | 竹田内科医院  | 皆生病院 | 世良田医院  | 所在地 | 診療科名 | 開設者氏名 | 指定年月日      | 点数表用 |
|---------|----------|---------|------|--------|-----|------|-------|------------|------|
| 一丁目九上井町 | 三丁目九六二の二 | 倉吉市塙町の二 | 西福原  | 米子市和田町 | 七一〇 | 小兒科  | 世良田 昭 | 昭和四十三年九月一日 | 乙表   |
| 放射線器器科  | 放射線器器科   | 胃腸科     | 精神科  | 内科     | 内科  | 精神科  | 世良田 昭 | 昭和四十三年九月一日 | 点数表  |
| 呼吸器器科   | 呼吸器器科    | 耳鼻科     | 放小   | 近藤     | 務   | 放小   | 甲表    | 点数表        |      |
| 川本悦夫    | 西田竜之介    | 竹田明     | "    | "      | "   | "    | 乙表    | 点数表        |      |
| "       | "        | 点数表     |      |        |     |      |       |            |      |

|        |        |    |       |     |     |
|--------|--------|----|-------|-----|-----|
| 松本歯科医院 | 鳥取市上魚町 | 歯科 | 松本治男  | 五〇  | 点数表 |
| 鳥取県職員  | 東町     |    |       | "   |     |
| 歯科診療所  | 一丁目二二〇 | "  | 石破二一朗 | 十三日 | "   |

## 鳥取県告示第六百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 氏名   | 住所          | 登録の記号 | 登録の年月日     |
|------|-------------|-------|------------|
| 牧野孝三 | 米子市上福原六九三の二 | 鳥医一八七 | 昭和四十三年七月八日 |

## 鳥取県告示第六百二十一号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月十日から施行する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

別表を次のように改める。

神奈川県 福井県足羽郡 大阪府箕面市 高知県須崎市 同県香美郡  
同県長岡郡 大分県 宮崎県 鹿児島県

## 鳥取県告示第六百二十二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

| 肝てつ検査  |                                  | 別表  | 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査          |
|--|----------------------------------|---|-----------------------------|
| 実施期日   | 実施場所                             | 実施期日  | 4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応         |
| 九月二十七日<br>二十八日<br>二十九日<br>三十日                      | 鳥取市<br>美穂、明治検診場<br>千代水<br>倉田     | 九月二十一日<br>二十二日<br>二十三日<br>二十四日              | 九月十七日<br>十八日<br>二十九日<br>三十日 |
| 赤東町<br>伯金町<br>関金町<br>大河内町<br>浅井郡家金屋<br>美好下大江<br>高岡 | 赤関町<br>金町<br>市<br>美穂<br>米里<br>倉田 | 赤東町<br>伯金町<br>大河内町<br>浅井郡家金屋<br>美好下大江<br>高岡 | 美穂、明治検診場<br>千代水<br>倉田       |

| 実施期日   | 実施区域  | 実施期日   | 実施区域  |
|--|---|--|---|
| 九月十八日<br>十九日<br>二十日<br>二十一日<br>二十二日<br>二十三日<br>二十四日<br>二十五日<br>二十六日<br>二十七日<br>二十八日<br>二十九日<br>三十日 | 船岡町<br>郡家町<br>野原町<br>河鹿町<br>鳥取市<br>用野町<br>瀬野町<br>鹿野町<br>氣高町<br>東町<br>八町 | 九月十八日<br>十九日<br>二十日<br>二十一日<br>二十二日<br>二十三日<br>二十四日<br>二十五日<br>二十六日<br>二十七日<br>二十八日<br>二十九日<br>三十日 | 赤東町<br>伯金町<br>大河内町<br>浅井郡家金屋<br>美好下大江<br>高岡 |
| 三十日  | 各種鶏場  | 三十日  | 下光好、光好<br>光尾張                               |
|  |   |  | 大谷、六尾、西穂波、千目                                |

## 鳥取県告示第六百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年九月十日

一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取県知事 石破二朗

東伯郡羽合町大字字野字西又二 一九七七、一九八一の一

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

解除予定に係る保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

解除の理由

風害の防備

三 指定理由の消滅

解除の理由

風害の防備

### 鳥取県告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九、大字海士字高浜八八

九の五〇一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第六百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県告示第六百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字赤松字門野五六七の二、五六七の三、五六七の七

九、五六七の一〇四、字机一六六一、字峯ノ手一六六三から一六七三まで、一六七四の一、一六七四の二、一六七五、字中曾根一六七六から一六九八まで、字池ノ奥一六九九、一七〇〇の一、一七〇〇の五七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

## 鳥取県告示第六百二十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 区分 | 地区名              | 所在地      | 入植 | 増反   |                | 摘要       |
|----|------------------|----------|----|------|----------------|----------|
|    |                  |          |    | 渡口数  | 予定壳面積          |          |
| 土地 | (逢坂外四<br>名坂和庄内)  | 西伯<br>名和 | 加茂 | 一    | 六、三九<br>平方トル   |          |
| "  | (逢<br>坂)         | 中山       | 高田 | 一    | 六、三九<br>平方トル   |          |
| "  | (光<br>徳)         | 下市       |    | 二、七七 | 一、三、九八<br>平方トル | 用途<br>農地 |
| "  | 山<br>西           | 豊成       |    | 一    | 一、三、九八<br>平方トル | 採草地      |
| "  | 氣<br>高<br>青<br>谷 | 八葉寺      |    | 二、七七 | 一、三、九八<br>平方トル | 溜池       |
| "  | 小<br>浜           |          |    | 三、九九 | 二、九九<br>平方トル   |          |
| "  | 東<br>伯           |          |    | "    | "              |          |
| "  | 泊                | 小浜       |    | "    | "              |          |

鳥取県告示第六百二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年九月十日から用途廃止した。

昭和四十三年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場所                              | 面積(平方メートル) | 用途  |
|---------------------------------|------------|-----|
| 東伯郡泊村大字泊字屋敷七六四番地先から<br>七五六番地先まで | 一五・四〇      | 道路敷 |

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年九月十日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、中国電気通信局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年九月十日

2 その他

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 測量の目的 電信電話地図作成

二 測量の地域 八頭郡用瀬町

三 測量の期間 昭和四十三年十月二十九日まで

昭和四十三年十月十八日から

一 白時 昭和四十三年九月十一日 午前十一時  
二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 九月県会補正予算について

00159

昭和43年9月10日 火曜日 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

# 保安委員会告白

鳥取県公安委員会第十六号

風俗営業等取締法(昭和11年法律第百一十一号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公認による騒聞を行なうので、同法同条第一項の規定による申出をあら。

昭和43年9月10日

鳥取県公安委員会委員長 佐 脇 橋

1 騒聞の期日及び場所

昭和43年9月10日午後1時から

鳥取市東町一丁目111〇 鳴門警察本部内(鳴山七塙)

鳥取県公安委員会委員長

11 騒聞の事務官の住所及び氏名

八頭郡船家町船家111〇の1 鷺垣

藤 田 ふじ

## 公 告

昭和43年度鳥取県職員採用中級試験を次の要領により実施する。

昭和43年9月10日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分及び採用予定人員

| 試験区分 | 採用予定人員 | 勤務場所         |
|------|--------|--------------|
| 采養士  | 約2名    | 鳥取市に所在する県立病院 |

## 2 受験資格

(1) 現に采養士の資格を有する者又は昭和44年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者で、次のアからウまでのいずれかに該当する者が受験できます。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による短期大学を昭和41年3月以降に卒業した者又は昭和44年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和15年4月2日以降に生まれた者

イ 人事委員会がアに該当する者と同等と認めた者

ウ ア又はイに掲げる者のほか、昭和18年4月2日から昭和23年4月1日までに生まれた者

(2) イのアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として徵戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 第1次試験

### (1) 方 法

教養試験と専門試験を短期大学卒業程度において行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般知能(判断推理・数的処理・

文章理解・資料解釈等の能力) 及び教養(社会・人文・自然等の知識)について、採一式により行ないます。

イ 専門試験 専門的知識及び能力を有するかどうかについて、採一式により行ないます。

なお、専門試験は、次の分野から出題されます。

分 野

栄養学、食品学、公衆衛生学、食品衛生学、栄養指導、調理、食糧経済、社会福祉

(2) 試験日及び試験地

昭和43年10月25日(金)に鳥取市において行ないます。時刻及び場所は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 教養試験及び専門試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験又は専門試験のうち、いずれかが一定の合格の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発 表 昭和43年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対する行ないます。

(1) 方 法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務の遂行に必要な

健康度を有するかどうかについて、検査を行ないます。

ウ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について、調査を行ないます。

(2) 試験日及び試験地

昭和43年11月中旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験の合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和43年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は、原則として給料月額21,140円を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、通勤手当、期末手当(年間、給与及び扶養手当の約4.4月分)等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「中級申込書請求」と朱書きし、あて先及び郵便番号を記入して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

00161

鳥取県公報

## (2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「中級受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名及び郵便番号を記入して、7円切手をはつてください。切手のないものは受験票を送付しません。

## (3) 受付期間

昭和43年9月24日（火）から昭和43年10月11日（金）午後5時まで。  
郵便の場合は、昭和43年10月11日（金）午後5時までの着信のものに限りります。

## (4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

## 8 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先及び郵便番号を記入して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

昭和43年7月27日及び7月28日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和43年9月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

小谷喬夫 藤田正次 小畠明文 井上真太郎 川戸一郎 橋田武彦